

条 例 見 直 し 調 査

		作 成 年 度	平成 20 年度
条 例 名	神奈川県精神保健福祉審議会条例		
条 例 番 号	昭和 53 年神奈川県条例第 41 号	法 規 集	第 8 編第 7 章第 5 節
所 管 部 局 室 課	保健福祉部障害福祉課		
条 例 の 概 要	精神保健及び精神保健福祉に関する法律（以下「法」という。）第 9 条第 3 項の規定に基づき、精神保健福祉審議会の組織及び運営について必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 <small>（現在でも必要な条例か。）</small>	精神保健の向上、精神障害者の福祉の増進、適正医療の提供を図るため、法第 9 条第 2 項の規定に基づき福祉に関する事項、法 19 条、33 条に定めのある指定病院、応急指定病院の指定の更新についての調査、審議をおこなう必要がある。	
	有効性 <small>（現行の内容で課題が解決できるか。）</small>	現在の委員の構成は、精神科医療、人権等の検討を含む学識経験者、社会復帰の専門分野の委員となっており、現在の精神保健福祉に係る精神医療、医療機関からの退院促進等の諮問事項等に十分な対応ができ、有効である。	過去の開催状況 19 年度 1 回 18 年度 1 回 17 年度 1 回
	効率性 <small>（現行の内容で効率的といえるか。）</small>	現在の委員の構成は、精神科医療、人権等の検討を含む学識経験者、社会復帰の専門分野の委員が等しい人数割合となっており、様々な精神保健福祉に係る事項に効率的に対応できる体制となっている。	精神医療分野委員 5 名 学識経験者委員 5 名 社会復帰分野委員 5 名
	基本方針適合性 <small>（県政の基本的な方針に適合しているか。）</small>	審議会を原則公開としており、「行政システム改革基本方針」及び「附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱」の考え方に合致している。	
	適法性 <small>（憲法、法令に抵触しないか。）</small>	精神保健及び精神保健福祉に関する法律第 9 条第 3 項の規定に基づくものであり、適法である。	
	その他		
見直し結果	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	理 由 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	特 記 事 項
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 無